

○農林水產委員會

內閣提出法律案（六件）

衆議院議員提出法律案（一件）

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（閣法第六号）

要旨

本法律案は、農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、農林漁業金融公庫の業務に、特定の農業部門の経営規模の拡大とその効率化を総合的かつ計画的に推進するのに必要な資金及び農業生産条件が不利な一定地域の農林畜水産物加工の増進等を図るために必要な資金の貸し付けを加えるとともに、これに関連して、農林漁業信用基金が行う農業信用保険に付することができる資金の範囲を拡大する等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、農林漁業金融公庫法の一部改正

1 土地利用型農業の経営改善を図るため、経営規模の拡大を促進することが特に必要な特定の農業部門について、経営面積の拡大等を総合的に推進するのに必要な農地等の所有権または利用権の取得等に要する資金を、公庫が一括して貸し付けることとする。

2 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な一定の地域における農業の健全な発展を図るため、

公庫が、これらの地域における農林漁業の総合的な振興のための資金を貸し付けることとする。

3 貸付対象者の範囲拡大、主務大臣指定施設資金の償還期限延長等の融資内容の改善を行うとともに、公庫の余裕金の運用範囲拡大、金利改定の簡素合理化等を図ることとする。

二、農業信用保証保険法の一部改正

農業者の事業等に必要な資金のうち農家経済の安定に資するものを、その融通の一層の円滑化を図るため、農林漁業信用基金が行う農業信用保険等の対象に加えることとする。

なお、衆議院において、施行期日を「公布の日」から「平成二年四月一日」に改める修正がなされている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、農林漁業金融公庫の業務として、特定の農業部門における農業経営の規模の拡大とその効率化を総合的かつ計画的に推進するのに必要な資金及び農業の生産条件が

不利な一定の地域の農林畜水産物の加工の増進等を図るために必要な資金の貸し付けを加えるとともに、これに関連して、農林漁業信用基金が行う農業信用保険に付することができる資金の範囲を拡大する等所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において施行期日を平成二年四月一日とする修正が行われております。

委員会におきましては、新たに創設される資金の意義、中山間地域として地域指定を行う際の基準、農林漁業金融公庫の貸付対象者の範囲の拡大、農業信用保証保険制度の今後のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑終局の後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二二二号）

要旨

本法律案は、最近における砂糖と他の糖とを混合した糖（以下「混合糖」という。）、異性化糖及び異性化糖と他の糖とを混合した糖（以下「異性化糖等」という。）の輸入に係る事情の変化に対処して、輸入に係る砂糖に加え、輸入に係る混合糖につきその価格調整を図るために措置を講じるとともに、国内産の異性化糖に加え、輸入に係る異性化糖等につき砂糖との価格調整を図るために措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、輸入される混合糖について、輸入糖と同様の一宗の場合に蚕糸砂糖類価格安定事業団（以下「事業団」といいう。）による売買を行うことにより、これに含まれる砂糖分について価格調整を行うこととする。また、この場合の売買差額は、砂糖の含有率に応じて輸入糖の場合と同様の方法により算出される額とする。

二、輸入される異性化糖等について、国内産異性化糖と同様の一宗の場合に事業団による売買を行うことにより、砂糖との価格調整を行うこととする。また、この場合の売買差額は、輸入される異性化糖については、国内産異性化糖と同様の方法により算出される額とともに、

輸入される異性化糖と他の糖とを混合した糖については、異性化糖の含有率に応じた額とする。

なお、輸入される混合糖及び異性化糖等の事業団売買について、平成二年四月一日以後に輸入申告をするものから行うこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました兩法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案は、混合糖及び異性化糖等をめぐる事情の変化に対処して、輸入に係る混合糖及び異性化糖等について砂糖との価格調整を図る等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、異性化糖等の輸入見通し、輸入異性化糖等の価格調整方法、加糖調製品の輸入動向、デン粉の需給動向と糖化業界の現状、甘味関連作物の生産状況、輸入食品の安全性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し三項目にわたる附帯決議を行いました。

次に、山村振興法の一部を改正する法律案は、最近における山村をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、農林漁業金融公庫が行う振興山村における農林漁業の振興のために必要な資金の貸付対象範囲を拡大しようとするとあります。

委員会におきましては、別に質疑もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

要旨

本法律案は、最近における農業事情その他の社会経済情勢等にかんがみ、農業者年金事業の安定を図るため給付等の適正化を行うとともに、経営移譲年金について農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するための措置を講ずるほか、農業者年金の受給資格要件の拡充、農業者年

金基金の行う離農給付金の支給業務の延長等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、経営移譲年金を終身同一水準の年金に変更し、支給開始時期は六十歳以降六十五歳までの間で農業者の選択に委ねることとする。また、年金額については、どの支給開始時期を選択しても均衡のとれたものとする。なお、現行制度と同様に、経営移譲の相手方に応じて、年金額について一定の差を設けることとする。

二、経営移譲年金の給付に要する費用につき、現行の定率の国庫助成に加えて、当分の間国庫から所要の追加助成を行うこととする。また、保険料を段階的に引き上げるとともに、既受給権者の年金額につき従前の額を保障しつつ、必要な範囲で物価スライドを停止することとする。

三、経営移譲農地を分割して相当部分の農地を農業者年金の被保険者などに処分し、被用者年金に加入している後継者などにその他の農地を処分する経営移譲方式を新たに設けることとする。

四、農業者年金の被保険者が被用者年金加入者となつた場合において、被用者年金加入期間のうち一定の期間を農業者年金の年金給付の受給資格期間として通算する措置

等を講ずることとする。

五、農業者年金の被保険者等が死亡した場合において、死亡の時にその配偶者であった者について、一定の期間を農業者年金の年金給付の受給資格期間として通算する措置等を講ずることとする。

六、離農給付金支給業務について、離農者の処分面積に応じて給付金額を設定するなど一定の見直しを行った上で、さらに十年間延長実施することとする。

七、この法律は、平成三年四月一日から施行することとする。ただし、離農給付金支給業務の改正に関する規定については、平成二年五月十六日から、保険料の改定等に関する規定については、平成四年一月一日から施行することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農業事情その他の社会経済情勢等にかんがみ、農業者年金事業の安定を図るため給付等の適正化を行うとともに、経営移譲年金について農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するための措置を

講ずるほか、農業者年金の受給資格要件の拡充、農業者年金基金の行う離農給付金の支給業務の延長等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、農業者年金制度の現状と今後のあり方、給付体系の変更、保険料の引き上げ、遺族年金の創設、婦人の年金加入、担い手不足地域における経営移譲の円滑化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し八項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案（閣法第五二号）

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢の変化に対応し

て、水産業協同組合の体質強化及び機能の充実を図るため、水産業協同組合について、その業務範囲の拡充、組合員資格要件の緩和、回転出資金制度の導入、信用事業の統合に必要な規定の整備等所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、最近における海洋性レクリエーションへの需要の増大に対応して、漁業協同組合が、新たに、組合員の労働力を利用して、遊漁船業、海釣り施設の設置・運営事業等、漁場の安定的な利用関係の確保のための漁場の総合的な利用を促進する事業を行うことができるようになるとともに、水産物に対する消費者ニーズの多様化に対応して、漁業協同組合及び水産加工業協同組合が、シーフードレストラン等の事業を弹力的に行うことができるようになるため、その販売事業に係る員外利用制限を緩和することができることとする。また、最近における金融自由化の急速な進展に伴つて悪化しつつある信用事業の収益性向上させるため、漁業協同組合等の信用事業の実施権能を拡充することとする。

一、最近における組合員の経営規模の拡大の動向等を踏まえて、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の法人正組合員の資格要件を緩和するとともに、漁業協同組合の施

設を利用することが相当な遊漁船業者、組合員の家族等をその准組合員とすることができるようになるととする。

三、漁業協同組合等の自己資本の増強を図る観点から、事業利用分量に応じた配当金の全部または一部を、五年を限り出資させる回転出資金制度を導入することとする。なお、この回転出資金は、漁業協同組合等に損失が生じた場合には、損失の補てんに充当することができる」とする。

四、漁業協同組合等の信用事業について事業統合による規模拡大を図るため、信用事業の全部の譲渡については総会の特別決議を経るものとともに、債権者に対する異議の申出を行うべき旨の公告、信用事業の全部の譲渡をした場合の公告等所要の規定を整備することとする。

また、海洋水産資源開発促進法の一部を改正する法律案は、漁業者等が行う海洋水産資源の自主的な管理を促進するための措置を定めるとともに、海洋水産資源開発センターが水産資源の利用の合理化を図るために調査等を行うことができるよう所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、審査を行いました。

質疑の主な内容は、両法律案が提出された背景、漁場の利用を促進する事業についての対応、合併、統合等信用事業の体質強化対策、自主的な資源管理の取り組みの現状、資源管理協定制度の内容、資源保護において漁業法や水産資源保護法の果たすべき役割、減船に対する補償のあり方、海洋水産資源開発センターの新しい事業の内容、邦人乗り

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、水産業協同組合法の一部を改正する法律案は、水産業協同組合について、その体質強化及び機能の充実を図るため、業務範囲の拡充、組合員資格要件の緩和、回転出資金制度の導入等所要の措置を講じようとするものであります。

組みの外国さけ・ます漁船のだ捕問題等がありますが、その詳細は、会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議を行いました。以上、御報告いたします。

海洋水産資源開発促進法の一部を改正する法律案（閣法第五二号）

項として、海洋水産資源の自主的な管理の促進に関する事項及び海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進に関する事項を加えることとする。

二、漁業者団体等は、一定の海域において水産動植物の採捕の方法、期間等を適切にすることにより安定的な漁業生産を確保するため、海洋水産資源の自主的な管理に関する協定を締結し、その協定が適當である旨の行政庁による認定を受けることができる」とするとともに、その認定を受けた協定については、行政庁による参加のあっせん、協定を遵守するために行う定款の変更等についての水産業協同組合法上の手続の特例措置及び協定の目的を達成するために必要な漁業法等による措置を講ずることとする。

本法律案は、最近における漁業を取り巻く諸情勢の推移にかんがみ、海洋水産資源の利用の合理化を一層推進するため、漁業者またはその団体が行う海洋水産資源の自主的な管理を促進するための措置を定めるとともに、海洋水産資源開発センターが海洋水産資源の利用の合理化を図るための調査等を行うことができるよう所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。
一、「海洋水産資源の開発を図るための基本方針」の名称を「海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針」とするとともに、基本方針において定める事

三、海洋水産資源開発センターの目的に海洋水産資源の利用の合理化を図るために調査を行うこと等を加えるとともに、同センターの業務に、海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査、海洋の漁場の生産力の増進等を図るために必要な漁場の自然的経済的条件に関する総合的な調査等を加えることとする。また、委託を受けて、海洋生物資源の合理的な保存、管理及び利用のために必要な調査並びにこれらの調査を行う者の養成及

び確保の業務を行うことができる」ととする。

委員長報告

一一八ページ参照

市民農園整備促進法案（閣法第六一号）

要旨

本法律案は、市民農園の適正かつ円滑な整備を促進するための措置を講ずることにより、健康的でよりのある国民生活の確保を図るとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資することを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、都道府県知事は、市民農園の適正かつ円滑な整備を図ることが必要と認めるときは、市民農園の整備に関する基本方針を定めるものとする。
- 二、市町村は、市民農園として利用することが適當と認められること等の要件に該当する区域を市民農園区域として指定することができる」とする。
- 三、市町村は、市民農園区域内の土地を含む一定の土地に関し交換分合を行うことができる」とする。

四、市民農園区域内または市街化区域内において市民農園を開設しようとする者は、市民農園の整備運営計画を定め、当該市民農園の開設が適当である旨の市町村の認定を受けることとする。

認定を受けた市民農園については、農地の貸し付け及び転用についての農地法の特例措置を講ずるとともに、一定の市民農園施設の整備のための開発行為について都市計画法の特例措置を講ずることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近におけるレクリエーションその他の余暇活動等として行う農作物の栽培に対する関心の高まりに対応して、市民農園の適正かつ円滑な整備の促進を図るために、市民農園区域の指定とその実効を確保するための交換分合の制度を整備するとともに、市民農園の開設につき市町村の認定を受けた者に対し、農地法等の適用の特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、市民農園区域の指定方法、市民農園開設の認定方法、市街化区域内の市民農園のあり方、

委員長報告

一一五ページ参照

農地税制、農村地域の活性化の方策、都市農業のあり方、市民農園の現状等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

山村振興法の一部を改正する法律案（衆第一号）

要旨

本法律案は、最近における振興山村をめぐる状況にかんがみ、山村振興対策の一層の充実を図るため、農林漁業金融公庫が、振興山村において農林漁業を営む者の組織する法人に対し、その法人が作成して都道府県知事の認定を受けた農林漁業の振興のための計画を実施するために必要な資金の貸し付けの業務を行うことができることとするものである。